

個別課題について

(生活保護関係)

番号	①課題名	②課題の趣旨目的	③想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	④上限額(千円)
1	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業	<p>引き取り手のないご遺体については、身元が不明である場合はその所在地の市町村において(行旅病人及行旅死亡人取扱法)、火葬等を行う者がいないとき又は判明しないときは死亡地の市町村において(墓地・埋葬等に関する法律)、火葬等を行うこととされている。</p> <p>また、生活保護法においては、被保護者が死亡した場合で葬祭を行う扶養義務者がいない場合や、死者に対して葬祭を行う扶養義務者がおらず遺留金品で葬祭費用を賄うことができず、かつ葬祭を行う者がいる場合に、葬祭扶助を行うことができることとされている。</p> <p>これら規定に基づき自治体において、葬祭等関連事務を取り扱うことがあるが、これに関し、遺体や遺骨の取扱いに苦慮するケースがあるとの指摘がある。こうした状況を踏まえ、これら法令に関連して自治体で遺体・遺骨を取り扱う場合の実態や課題を把握し、好事例を示す等の対応を検討するもの。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>①「課題の趣旨目的」に記載の法令に基づく遺体・遺骨の取扱の実態や課題について、複数の自治体や専門家に対してヒアリング調査を行う。</p> <p>② ①のヒアリング結果や各種既存資料をもとに、課題や対応事例を整理し、遺体・遺骨の取扱いに関する対応について、事例集等を作成する。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>成果物として、事例毎にどのような対応が考えられるかを示した事例集等を作成し、それら内容を含んだ報告書をまとめること。</p> <p>報告書の内容については自治体に周知する予定であり、自治体において、関連法令に基づき火葬等関連事務を行う場合に、当該事例集等を参考に円滑に対処できるようにすることを旨とする。</p>	12,000
2	生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業	<p>これまで、厚生労働省では、都道府県や福祉事務所での研修に資するよう、相談援助に関する基本的考え方と技術を中心とした新任ケースワーカー向けの研修素材等を作成してきた。</p> <p>困窮・保護部会では、国が研修モデルを掲示したり研修素材を継続的に提供するなど、人材育成に関する積極的な取組が求められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、どのような研修が求められているかを調査・分析した上で、自治体に提供するための研修素材等を作成することにより、ケースワーカーの質の更なる向上に資することを目的として実施する。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 現在、各自治体で行われているケースワーカー等を対象とした各種研修内容の整理・分析を行うこと。</p> <p>② 必要性の高い研修が何か、どういった研修内容が求められるかといった研修の実態を把握するための調査を行う。</p> <p>③ ①、②を踏まえ、ケースワーカー等に求められる研修のあり方(研修体系を含む)について、検討会を開催し、検討すること</p> <p>④ 標準的な研修プログラムや教材の作成を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>ケースワーカーに対する研修体系や標準的な研修プログラムの提示及び研修教材の作成、その他上記に関する内容について報告書としてまとめること。</p> <p>なお、研修体系や研修プログラム、各種教材については、自治体が実施する研修において活用できるものとする。</p>	12,000
3	医療扶助等における都道府県による援助等の推進に向けた調査研究事業	<p>生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書(社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会)において、「医療扶助及び被保護者健康管理支援事業の効果的・効率的な実施につなげていくため、都道府県が市町村の区域を越えた広域的な観点から市町村に対する支援を行う役割を担うことが必要である。」と指摘されている。</p> <p>また、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)においては、「国としても、市町村における医療扶助及び被保護者健康管理支援事業の取組の評価に対して、国による参酌標準としての数値目標の設定も含め、標準化された指標づくり等に取り組む必要がある。」とされている。</p> <p>そこで本研究では、医療費適正化計画やデータヘルス計画等も参考に、都道府県が管内市町村の課題分析に基づき目標を設定する際の参考となる標準的な指標や取組手法等を国から提示することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 学識経験者及び自治体担当者で構成される検討委員会を設置し、②の検討方針及び結果について意見を聴くこととする。</p> <p>② 目指すべきアウトカムの設定(ロジックモデルの検討を含む)とその達成に資する目標を都道府県が設定する際の参考となる考え方や取組手法等を検討するとともに、進捗状況を「可視化」する方策を検討する。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>上記の検討結果等について、報告書及び概要資料にまとめること。厚生労働省は、提出された資料を基に、都道府県が目標を設定する際の参考となる標準的な指標や取組手法等を設定し、都道府県等に通知することで、都道府県による援助等(管内市町村の課題分析や事業評価等)に活用いただく。</p>	12,000

(地域福祉関係)

番号	①課題名	②課題の趣旨目的	③想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	④上限額(千円)
4	ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業	<p>○ひきこもりが社会問題となっている中、厚労省においては、ひきこもり状態にある方やその家族への支援の充実のため、現在、基礎自治体(市区町村)によるひきこもり支援体制の構築を進めている。</p> <p>○一方、支援現場や関係者の指針とされているものとして、平成22年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン(厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業)」があるが、これは、思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究として策定され、主に精神保健・医療・福祉・教育等の専門機関向けの内容となっている。</p> <p>○上記ガイドラインは策定後10年以上が経過する中、中高年齢層のひきこもり状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化、NPO法人などの多様な支援主体の参画などによりひきこもり支援を取り巻く状況は大きく変化している。そこで、現状の課題等を踏まえた基礎自治体で支援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所の職員が拠り所とすべき新たな指針が必要である。</p> <p>○令和5年度にまとめた「ひきこもり支援にかかるハンドブック骨子」をふまえ、基礎自治体におけるひきこもり支援に関わる方々が、活用可能な支援ハンドブックの策定に向けた検討をおこない、ひきこもりの方やそのご家族が抱える多様な課題に対し、丁寧に寄り添った支援ができるよう、支援体制の充実を目指すもの。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 令和5年度にまとめた、「ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック骨子」をふまえ、基礎自治体でひきこもり支援に携わる職員等が活用できる、支援にあたってのポイント、基礎自治体における支援事例を集約、整理し、ハンドブック(案)としてまとめること。</p> <p>② 支援ハンドブック(案)の内容について、関係機関、団体、当事者及び家族等から広く意見を聴取できるよう、意見集約のための投稿フォームをWeb上に設置すること。なお、集約された意見を整理し、ハンドブック(案)に反映すること。</p> <p>③ 策定した支援ハンドブック(案)は、基礎自治体への意見照会を行い、令和7年1月頃に支援ハンドブックとして公開できる形にすること。</p> <p>2. 検討委員会及び意見集約のための投稿フォームの設置について</p> <p>①本ハンドブック(案)を検討・策定するにあたり、ひきこもり支援に知見のある学識経験者、医師、専門家、実践者、当事者及び家族団体等からなる「検討委員会」を設置し、当事者及び家族に寄り添う支援を実践するためのハンドブック(案)を策定するものとする。なお、ハンドブック案には上記①、②に記載する意見を踏まえた内容とする。</p> <p>②本ハンドブックで示す支援対象者の多様な支援事例などの必要な情報については、各自治体への調査により明らかにすることし、そのための効果的な調査の手法やポイントなどの検討、得られた調査結果から、どのような支援事例に絞ってハンドブック化するのかなどの詳細について議論すること。さらに、支援ハンドブック(案)の内容については、関係機関、団体、当事者及び家族等から広く意見を聴取するための投稿フォームを設置すること。</p> <p>3. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>ひきこもり支援にかかる支援者向けハンドブックと、検討経過を報告書としてまとめる。完成したハンドブックは製本し、全ての基礎自治体、委託事業者等に活用していただくことを想定している。令和7年度には、ハンドブックに対応するための人材育成手法の見直しや、現在実施している人材養成カリキュラムにも反映し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援者の育成に活用する。さらに国におけるひきこもり支援のあり方を検討する上の基礎資料として、都道府県・指定都市・基礎自治体への意見照会等にも活用する。</p>	15,000
5	自治体におけるひきこもり相談支援の実施状況に関する実態把握及び効果的な実施方法に関する調査研究事業	<p>○ひきこもり支援の推進については、特化した相談窓口として、都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」を整備し、平成30年度には設置が全て完了し、令和4年度からは、センターの設置主体を基礎自治体にも拡充するとともに、新たな事業として支援ステーション事業を創設するなど、より身近な地域でひきこもりに関する相談支援が実施できるような体制整備をすすめている。(各市町村において、令和4年度は190市町村、令和5年度245市町村が実施)</p> <p>○また、すべての市町村に対して、相談窓口の明確化や周知等の取組を実施するようお願いしており、上記の自治体も含め、8割を超える市町村が、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や重層的支援体制整備事業による断らない相談窓口等を始めた様々な窓口で、ひきこもり状態にある本人やその家族等の相談を受け止めていると報告がされている状況にある。</p> <p>○そうした市町村の取組状況は様々であり、支援の実態は把握できていないことから、支援の現状と課題について把握し、今後の効果的な実施方法及び実施体制等を整理するための調査研究事業を実施する。</p>	<p>1 具体的内容・手法</p> <p>①ひきこもり支援推進事業(センター事業、ステーション事業、一部サポート事業)を実施していない自治体において、ひきこもり相談窓口を設定していない自治体が、生活困窮窓口、重層的支援体制などによるひきこもり支援を実施しているか、その実施体制をアンケートやヒアリング等により調査する。</p> <p>②ひきこもり支援推進事業を実施していない自治体において、ひきこもり相談窓口を設定している場合、生活困窮窓口、重層的支援体制等、様々な相談窓口との役割の違いについてアンケートやヒアリング等により調査する。</p> <p>2 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>上記の実態調査や研究結果について報告書にとりまとめる。また、今後のひきこもり支援施策の方向性や評価指標のありかたなどを検討するための材料とする。</p>	8,000

(生活困窮者自立支援制度関係)

番号	①課題名	②課題の趣旨目的	③想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	④上限額(千円)
6	生活困窮者自立支援制度における居住支援の効果的な実施に向けた調査研究事業	生活困窮者をはじめとする住宅確保要配慮者に対する、住まいの確保等に関する相談支援から、転居支援、住まいが定まった後の支援まで、切れ目のない支援体制を全国的に構築するための調査研究を行う。	<p>1 具体的内容・手法 令和5年度補正予算で措置した「住まい支援システム構築に関するモデル事業(以下「モデル事業」という。)」における自治体の実施状況を把握し、各地の取組の推進を支援するため、相互に取組を共有する場を設けるとともに、第213回国会に提出された「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」等に基づく居住支援の強化に当たって、全国各地で支援体制を構築する上での課題の整理や推進方策について検討を行う。また、各自治体が参考にできるような様々な支援体制のモデルのパターンを提示する。加えて、モデル事業等で対応された個別の事例についての分析を行う。</p> <p>2 成果物及び活用方法 ・1の結果を報告書としてまとめるとともに、報告会等を実施するなどし、全国へ広く周知すること。 ・報告書は自治体において切れ目のない支援体制を構築する際に活用できるものとする。</p>	12,000
7	緊急小口資金等の特例貸付の評価に関する調査研究事業	新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯の一時的な資金需要に対応するため、令和2年3月から令和4年9月の間実施した生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金(生活支援費)における特例貸付について、実施状況、償還状況等について調査を行い、今後同様の事態が発生した際の政策立案等に資するデータをとりまとめる。	<p>1 具体的手法・内容 ・令和5年度と同調査研究結果を基に、特例貸付を多角的に評価するためのアンケート調査の対象者の設定や調査内容の設計、実施方法等の手法の構築を行い、アンケート調査を実施する。 ・上記アンケート結果に基づいた回答者へのヒアリング等による追加調査を実施し、特例貸付利用前後の生活状況等を確認する。 ・上記アンケート調査や追加調査の結果や、既存データの分析に基づき、一時的な資金需要に最も適切に対応でき得る特例貸付の在り方等について、整理する。 ・全国の都道府県社協や、一部の市町村社協、自立相談支援機関に貸付～債権管理までの対応状況や課題等をアンケートやヒアリング等で調査を実施。調査結果と償還状況データ等との相関等を分析したうえで、コロナ禍における特例貸付の貸付～償還開始後の相談支援の対応の適切性を評価した上で、今後の適当な対応を整理する。</p> <p>2 成果物及び活用方法 ・借受人、非借受人へのアンケート結果や、既存データ、社協への調査等に基づき、コロナ禍における特例貸付の実施方法の適切性に対する評価を整理し、今後、同様の事態が発生した際の政策立案に資する分析結果をとりまとめる。 ・災害等の緊急時における、貸付～償還開始後の相談支援までを含めた、現場において効果的な対応モデルスキームを提案する。 ・今後、同様の政策実施時に国や都道府県社協、市町村社協がその対応の適切性を自己評価できるよう、事後評価において必要となるデータを整理し、事後評価の手法やツール等について具体的に提案する。</p>	12,000

8	就労準備支援事業・認定就労訓練事業等就労支援に関する手引き改訂に関する調査研究事業	生活困窮者自立支援法改正により、被保護者が生活困窮者向けの就労準備支援事業を利用することが可能となることから、手引きの改訂に必要な実態把握を行う。	<p>1 具体的手法・内容 既に被保護者と一体的に実施をしている自治体を含め、 ・就労準備支援事業における就労準備支援プログラムの内容、プログラムの構築プロセス、支援の提供状況 ・認定就労訓練事業における雇用管理手法や企業内の就労支援員の配置状況、企業との連携の在り方等の実態調査を行う。 また、上記の実態調査とともに、生活困窮者自立支援制度における就労支援（自立相談員による就労支援、就労準備支援事業、認定就労訓練事業）を総合的に活用した効果的な支援手法、体制等の事例収集などの調査研究を行う。</p> <p>2 成果物及び活用方法 1の結果を報告書としてまとめ、自治体等へ周知するとともに、次年度以降に実施予定のモデル事業の内容に反映させる。</p>	10,000
9	子どもの学習・生活支援事業における学習支援と生活支援の一体的実施等のあり方に関する調査研究事業	子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体における新規立上げや学習支援と生活支援の一体的な実施の促進、支援の質の向上に資するよう、参考となる取組や好事例等を収集・分析し、取組方の例を分かりやすく全国に周知するための調査研究を行う。	<p>1 具体的手法・内容 ・事業の立上げ、学習支援と生活支援の一体的実施、高校生への切れ目のない相談支援、アウトリーチ等を通じた保護者を含めた世帯全体への包括的な支援等の取組について、自治体の好事例等を収集し、標準的な取組のあり方や課題等の分析を行う。 ・分析結果を踏まえ、事業を実施する地方自治体及び事業実施業務を受託する事業者を対象としたガイドライン案及び事例集を作成する。</p> <p>2 成果物及び活用方法 ・ガイドライン案については、令和7年1月中に地方自治体に事前共有することができるよう、令和6年12月末までに原案をとりまとめること。 ・その上で、令和8年度初頭に地方自治体にガイドライン及び事例集を周知することができるよう、事例集も含め、年度内に1の結果を報告書としてまとめること。</p>	10,000

(地域共生関係)

番号	①課題名	②課題の趣旨目的	③想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	④上限額(千円)
10	地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域共生社会の実現にあたっては、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して協働(つながり)し、一人ひとりが望む社会参加のあり方を包摂的に受け止めるコミュニティの創設が求められている。 ・ そのためには、コミュニティ政策や人と人がつながる空間づくりなどインフラの整備・利活用も含め、福祉分野に留まらず、重層的に地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが重要となるが、現状の取組としては、福祉分野(特にいわゆる4分野)の枠内での協働に留まっている実態が多い。 ・ これを踏まえ、分野横断的な地域づくりを推進するために、先行して取組む事例を把握するとともに、保健医療、福祉(ひきこもり、刑務所出所者、困難な課題を抱える女性、孤独孤立、保健、難病、医療的ケア児、社会的処方等)及び他省庁の取組(小さな拠点、地域運営組織の形成、農村RMO、消費者見守りネットワーク、脱炭素地域づくり等)との連携した地域づくりの手法について調査研究を行う。 	<p>1. 具体的内容・手法 (内容) ①先行事例の実態把握及び課題の把握 (内容) 分野横断的な地域づくりの先行事例を調査し、取組内容を把握する。併せて、自治体において分野横断的な地域づくりを進める上で課題となっている点等について、アンケート調査を行う。 (方法) アンケート調査及びヒアリングを実施する。</p> <p>②他分野における関連施策の整理 (内容) 分野横断的な地域づくりにおいて活用可能と考えられる他分野の施策について情報収集し、地域共生社会の実現に向けて各施策を活用する上での留意点等を整理するとともに、各種施策を紹介して連携を支援する。 (方法) 有識者等を構成員とする委員会を開催し、当該委員会において検討を行う。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) ①②による調査分析の結果について報告書としてまとめる。併せて、①により収集した事例を事例集としてまとめる。報告書及び事例集は、広く自治体に参考配布するとともに、厚労省HP等にも掲載し、各自治体で地域共生社会の実現に向けた取組を進める際の参考として活用いただく。 また、報告書については、制度見直しの検討にあたっての考慮要素とする。</p>	12,000
11	包括的支援体制の構築に向けた人材養成研修の体系および後方支援のあり方に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法第6条第3項において、国及び都道府県は、市町村において包括的支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないとされており、国においては自治体職員や委託事業者に対する人材養成研修を令和3年度から実施している。 ・ 研修事業開始後3年が経過する中、現在は国が中心となって研修事業を実施しているものの、今後の重層事業実施自治体の増加を見据えると、国・都道府県・各自治体での研修体系を整理するとともに、国研修の方向性、ねらいの明確化を図ることにより、研修のあり方を検討する必要性が生じている。 ・ また、体系整理に伴い、国が実施する研修プログラムにも波及することが考えられる。 ・ 一方、今後の研修体系を整理していく中で、都道府県の役割はより重要性が増すものと考えられる。 ・ そのため、研修体系の整理を合わせ、後方支援のあり方についても取組実態について把握するとともに、標準的な後方支援の手法を整理する。 	<p>1. 具体的内容・手法 ①国が行う研修の評価に関する調査・都道府県の後方支援に関する調査 (内容) 市町村に対し、国が行う研修への参加により重層事業に取り組む上でどのような変化があったか等、研修の効果について調査し、現状の研修プログラムに関する評価を行う。また、都道府県に対し、後方支援の取組内容について調査を行う。 (方法) 研修参加自治体及び都道府県に対するアンケート調査及びヒアリングを行った上で、有識者等を構成員とする委員会を開催し、当該委員会において検討を行う。</p> <p>②研修体系等に関する報告書等の作成 (内容) 地域共生社会の実現に向けて国・都道府県・自治体の研修体系がどうあるべきか、地域共生社会推進検討会のとりまとめや、これまでの調査研究事業の成果等も踏まえて、今後の人材養成の方向性を整理する。その方向性を踏まえて、研修プログラム(案)を作成する。 併せて、国の研修に加えて都道府県の後方支援において取り組むべき標準的な内容を整理する。 (方法) 有識者等を構成員とする委員会を開催し、当該委員会において検討を行う。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) ①による調査結果及び②により整理した方向性とプログラム(案)等について、報告書としてまとめ、国の研修事業の企画において活用する。</p>	12,000

12	地域共生社会の普及促進のための中間支援のあり方に関する調査研究事業	<p>地域共生社会の構築に向けて、重層的支援体制整備事業を中心とした全国的な展開が図られているところであるが、広く普及していくための取組として、個々の地域の課題(ウィークポイント)や長所(ストロングポイント)に寄り添って、地域づくりの現場に根差した支援を行う「中間的な支援」が非常に効果的である。このような「中間的な支援」は高齢者支援や困窮者支援など、様々な分野において進められてきているが、一定の効果をもたらす一方、支援の継続性や終結を見据えた支援、「中間的な支援」を担う人材の不足など、多様な課題も抱えている。一方で、多くの自治体において人口減少が進み、地域活動を担う人材や社会資源の不足など、地域共生社会を構築するための担い手が抱える様々な社会的な環境も踏まえた支援が求められている。今後、地域共生社会構築の取組をより広域で効果的に普及させるため、「中間的な支援」のあり方の研究を進め、全国的な普及のスピードと質を確保していく必要がある。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 現に中間支援を展開している事業者等で構成される研究会を設置し、中間支援組織等の相互の取組情報から課題等を共有するとともに、地域共生社会の地域づくりにおける中間支援のあり方(中間支援を進めていく上での方向性や手法、継続的な支援のあり方や、支援に係る後継者の育成等)や、モデル的に行う②の具体的手法について検討</p> <p>② 多分野の中間支援組織間の活動のコラボレーション(特定の市町村を対象としたモデル的な支援の実施)と、支援経過や効果等自治体への情報発信をあわせて実施</p> <p>※ 特に、人口減少が加速度的に進む小規模市町村を多く抱える北海道をフィールドとすることにより、全国的な普及促進のモデルとしてその普及に寄与する内容とする。</p> <p>2. 成果物及び活用法(施策への反映)</p> <p>研究会での検討の内容やモデル的な支援結果等を報告書として纏めるとともに、地域共生社会の推進の要となる市町村や関連事業者、これらの活動を支援している都道府県、関連団体等へ報告会等を通じて情報提供することにより、重層的支援体制整備事業等地域共生社会の推進に資する事業等への参画を促す効果をもたらし、もって普及促進を図る。</p>	12,000
----	-----------------------------------	--	--	--------

(社会福祉施設・社会福祉法人関係)

番号	①課題名	②課題の趣旨目的	③想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	④上限額(千円)
13	社会福祉連携推進法人制度の活用の促進等に関する調査研究事業	<p>社会福祉連携推進法人(以下「連携推進法人」という。)は、社会福祉法人を取り巻く環境が変化する中で、適切なサービス提供と経営基盤の強化等に資する連携方策であることから、一層の活用を促進していく必要がある。このため、①関係者が交流して意見交換を行う全国的な協議会を開催し、制度のメリットの共有及び制度の普及を図るとともに、②連携・協働化の選択に資する効果的な実施事例を収集し提供することにより、希望する法人が円滑に取り組めるような環境整備を図り、もって適切な法人運営に資することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 (内容) ① 全国規模で、連携推進法人の経営者、連携推進法人設立予定者、連携推進法人設立や連携・協働化に取り組みたい社会福祉法人関係者等が意見交換を行う協議会を開催する。協議会の後も、その映像及び議事の内容をホームページで公開する。また、参加した、連携・協働化に取り組みたい社会福祉法人関係者に対して必要な情報及び支援に関するアンケート調査を行う。 ② 連携推進法人及び連携・協働化に取り組んでいる社会福祉法人に対してヒアリング調査を行う。 ・連携・協働化が必要と判断した経緯と、連携・協働化の各種類を選択した理由 ・連携推進業務及び連携・協働による取組の効果的な実施方法と、参加法人における効果(経営基盤の強化、生産性の向上など) ・その他連携・協働化に関する情報 ③ 連携推進法人及び連携・協働化の効果的な実施事例集を作成</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 連携推進法人の設立及び連携・協働化による効果の提示、その他上記に関する内容を盛り込んだ事例を報告書としてまとめること。 なお、社会福祉法人が、連携推進法人を含む連携・協働化を検討するための資料として活用できるものとする。</p>	12,000
14	社会福祉事業者における苦情解決体制のあり方に関する調査研究	<p>社会福祉基礎構造改革により、社会福祉分野に苦情解決の仕組みが導入され、社会福祉事業者においては苦情解決体制とし第三者委員等を設置すること、都道府県においては事業者では解決できない場合の仕組みとして都道府県社会福祉協議会(県社協)に運営適正化委員会を整備し対応することとしている。</p> <p>しかし、これらの苦情解決の仕組みが創設され20年以上が経過し、さまざまな課題が生じていることから、令和4年度に「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会」が全国社会福祉協議会において開催され、課題及び改善の方向性について報告書にとりまとめられたところ。</p> <p>そのため、令和5年度より都道府県社協に設置する運営適正化委員会における苦情解決事業について、国として取り組むべき課題を改めて整理するための調査研究事業を実施しているところであり、本事業においてはもう一方の事業者における第三者委員の設置等苦情解決体制についての課題等について整理検討する。</p>	<p>社会福祉事業者や都道府県に対して以下の項目を中心にアンケート調査及びヒアリングを行い、有識者等による検討会における検証をとおして課題を整理し、報告書としてまとめることで、事業者の苦情解決体制の強化につなげていく。</p> <p>① 苦情解決体制としての責任者や受付担当者、外部の委員から構成される第三者委員の設置状況、活動状況 ② 苦情解決体制についての課題(第三者委員の確保・質・報酬、解決困難事例等) ③ 運営適正化委員会との連携の状況 ④ 事業者の第三者委員の設置に係る認識・理解度(都道府県の監査等を通じて)</p>	8,000
15	社会福祉施設職員等退職手当共済事業に係る制度運営の見直しに向けた調査研究事業	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、昭和36年の創設以降、社会福祉施設等に従事する人材の確保、福祉サービスの安定的な供給等に寄与してきた。</p> <p>我が国は、少子高齢化の進行により福祉サービスの需要が増加しており、その担い手である福祉人材の確保や処遇の維持に資する、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の安定運営や、時代の変化や多様なニーズ等に応じた使いやすしい制度への運用改善を図ることが重要である。</p> <p>本調査研究事業では、こうした現状や課題の整理、将来推計等を行い、本制度の安定運営や、運用改善等の検討のための基礎資料を作成することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 保険数理分野に精通した事業者に対して、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関する現状と課題の整理、制度の安定運営や運用改善として想定される事項のリストアップ、ニーズ調査等を依頼するとともに、当該事業者が保有するノウハウや、有識者の意見、制度の実施主体である福祉医療機構の保有する統計データ等を活用して、将来推計等を行う。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 1の成果を報告書にまとめるとともに、今後の制度の安定運営や運用改善等を検討する際の基礎資料として活用する。</p>	12,000

(福祉・介護人材関係)

番号	①課題名	②課題の趣旨目的	③想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	④上限額(千円)
16	令和6年能登半島地震に係る災害派遣福祉チーム(DWAT)の活動や介護職員等の応援派遣の検証事業	<p>令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、厚生労働省及び災害福祉支援ネットワーク中央センターが、避難所等で避難生活をおくる高齢者や障害者等の要配慮者への支援及び被災した社会福祉施設等を支援するため、災害派遣福祉チーム(DWAT)や介護職員等の派遣を行っている。</p> <p>本事業はこれらの取組を検証するとともに課題と今後の取り組むべき内容を報告書としてまとめる。</p>	<p>避難所等へ派遣されたDWAT、介護職員等や、派遣元である石川県以外の都道府県災害福祉支援ネットワーク事務局、社会福祉施設等に対して、以下の項目を中心にアンケート調査及びヒアリングを行い、有識者等による検討会において検証と課題を整理し、平時からの取組や初動対応を含めた応援派遣の事業のあり方を報告書としてまとめることで、今後の災害対応につなげていく</p> <p>① 厚生労働省、石川県及び全国社会福祉協議会の初動からの対応状況 ② 石川県以外の派遣元の都道府県災害福祉支援ネットワーク事務局、社会福祉施設等において、要請からDWAT等の派遣までの対応状況 ③ 避難所や社会福祉施設等でのDWAT等の活動内容 ④ 派遣されたDMATや介護職員等と医療、保健チームとの連携状況 ⑤ 被災者や被災施設等からの支援ニーズへの対応状況 ⑥ 災害救助法に基づく費用の請求等の求償事務手続き</p>	12,000
17	ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用状況の実態把握と更なる活用等に関する調査研究事業	<p>地域共生社会の実現に向けては、地域の中でコーディネーターの役割を果たすソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の確保・育成が必要とされている。社会福祉士はその中核となる担い手であり、地域共生社会の実現に向けて、今後その担い手の確保が非常に重要である。</p> <p>令和5年度に実施した「自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業」では、自治体等における社会福祉士等の採用状況の実態把握と、それらを踏まえた今後の必要数の考え方について検討が行われた。</p> <p>同事業を実施する中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来に向けた人材の更なる活用に向けて、今後の必要数の考え方について更に広い視点での深掘りが必要と考えられること。 ・社会福祉士等の活用が有効であった事例について知見が得られ、その更なる活用のためには、活用事例の全国的展開が効果的であること。 ・地域福祉の推進に関して社会福祉協議会は重要な役割を果たしており、社会福祉協議会において実施される生活困窮者等に対する相談支援や地域づくりなど多岐に渡る取り組みにおける社会福祉士等の活用状況等についても実態把握が必要であること。 <p>について、示唆が得られた。</p> <p>本調査研究では、昨年度の成果を踏まえ、モデル地域を選出し、地域での具体的な活用方法等についてさらなる検討を行うこと、また、社会福祉協議会における社会福祉士等の活用状況について実態把握を行い、社会福祉士等の活用について好事例集の作成を行う。さらに、これらを踏まえて、地域共生社会の実現に向けて活用可能な具体的な必要数の考え方の課題整理を検討する。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① モデル地域を選出した上での、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用方法等についてさらなる検討。 ② 社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況等に関する実態把握調査(アンケート調査等)。 ③ ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用の好事例について好事例集を作成し、自治体や福祉関係者等に対して広く事例紹介を行う。 ④ ①から③を踏まえて、地域共生社会の実現に向けて活用可能な、具体的な将来推計算出方法を検討する。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の成果を報告書にまとめるとともに、作成した報告書を自治体や関係機関(社会福祉協議会、社会福祉法人等)に配布すること。</p>	10,000

18	人口減少社会に対応した福祉人材の養成・確保や地域の多様な人材の活用に関する調査研究事業	<p>人口減少社会が到来し、今後、2040年に向けては生産年齢人口が減少することが見込まれる中では、地域の中で介護人材など福祉分野における人材確保がこれまで以上に厳しくなることが見込まれる。</p> <p>現在、過疎地域をはじめとする地方部においては、人口減少がいち早く進む中で、多様な住民の福祉ニーズに対応できるよう、地域の実情に応じて工夫しながら、地域の学校、養成施設、住民組織等の力も借りつつ、福祉人材の養成・確保や地域の多様な人材の活用などの工夫につとめているところ。</p> <p>そのため、それらの取組事例を収集、分析し、自治体や福祉関係者等への横展開を目指すとともに、事例分析等を通じて、2040年に向け、地域共生社会の実現といった視点にも留意しつつ、福祉人材の養成・確保や地域の多様な人材の活用に関する対応の在り方等について検討する。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 過疎地域をはじめとする地方部において、福祉人材の養成・確保や地域の多様な人材の活用に関する工夫された取組について、例えば、福祉系高校や養成校の積極的な活用、地域おこし協力隊など移住・定住施策の活用、半農半介護など多様な働き方の推進、外国人の積極的な受け入れ、福祉分野以外で活躍する人の活動領域の拡大などといった切り口で収集し、地方自治体など関係者にヒアリングをしながら、分析を進める。</p> <p>② ①で収集した事例に関し、好事例集を作成し、自治体や福祉関係者等に対して広く事例紹介を行う。</p> <p>③ ①・②を通じて、2040年に向け、地域共生社会の実現といった視点にも留意しつつ、福祉人材の養成・確保や地域の多様な人材の活用についての対応の在り方等を検討する。</p> <p>①～③については有識者等を集めた検討会を設置し、関係者へのヒアリング等を行いつつ、議論を進める。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の成果を報告書にまとめるとともに、作成した報告書を自治体や関係機関(社会福祉協議会、社会福祉法人等)に配布すること。</p>	12,000
19	企業等から福祉現場への人材供給に関する調査研究事業	<p>少子高齢化に伴い、介護需要の増加と生産年齢人口の減少があいまり、福祉人材の不足が大きな社会問題となっている。福祉人材の確保に当たっては、これまでも処遇の改善、職場環境の改善による離職防止、多様な分野からの参入の促進などに取り組んできたところ。</p> <p>統計データなどから離職率の低下など一定の成果が確認できている中で福祉分野の有効求人倍率はいまだに高いレベルで推移しており、新規の参入を増やしていくための取り組みが必要になっている。</p> <p>そのため、民間企業などにおいて中高年層の早期退職や希望退職を募る流れが強まっていること、また、高齢者雇用確保法で企業等に課された70歳までの雇用確保の努力義務を踏まえ、このような方々に企業等で培った知識やスキルを福祉現場で役立ててもらおうスキームを確立するという目的のもと、実際にボランティアや出向を行うなどの実証実験を通して、中高年層に福祉人材として活躍してもらうための課題や可能性について整理・分析を行う。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 対象者を選定し、実際に福祉事業所等へのボランティアや出向など福祉の現場を経験することによる各々の経歴(事務職、営業職、技術職等)ごとの意識変容・環境への適合度合・現場での課題などについて整理・分析を行うこと。</p> <p>② ①を踏まえ、中高年層の福祉分野へのキャリアチェンジのための有効なスキーム(募集方法、受け入れ事業所との調整、出向者・事業所(受け入れ、送り出し双方)側の心構え、出向者が行う事業の切り出し、出向後のフォロー等)について検討すること。</p> <p>③ 標準的なキャリアチェンジに向けた手引きの作成を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>中高年層の福祉分野へのキャリアチェンジに向けた有効な手法の提示及び手引きの作成、その他上記に関する内容について報告書としてまとめ、結論を得ること。</p> <p>なお、手引きや成果物については、各企業等における退職セミナーやセカンドキャリア支援等で活用できるものとする。</p>	4,000

(矯正施設退所者等支援関係)

番号	①課題名	②課題の趣旨目的	③想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	④上限額(千円)
20	健康課題をもつ犯罪をした者等に対する地域生活定着支援センターと保健分野の関係機関等との連携の在り方に関する調査研究事業	<p>近年、地域生活定着支援センターが福祉的な支援を行い、受入れ先に帰住した者のうち精神障害等を有する対象者が大幅に増加しており、保健分野の関係者・機関との連携が喫緊の課題となっている。</p> <p>とりわけ、刑事施設に収容された受刑者の中には精神作用物質使用による精神障害や統合失調症等といった健康課題をもつ者も少なくなく、地域生活定着支援センターにおいても、保健センターや保健所、保健師等との連携が重要となるが、その具体的な連携状況等については実態が十分に把握できていない。</p> <p>そのため、地域生活定着支援センターと保健分野の関係機関等との連携状況に関する実態把握を行い、現状と課題を整理する。また、実際の取組事例を踏まえ効果的な連携手法等についての整理・分析を行い、新たな支援ニーズにも応える地域生活定着支援センターと保健分野の関係機関等との連携の在り方を示すことを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>(1) 保健分野の関係機関等との連携に関する実態把握 ア 地域生活定着支援センターにおける保健分野の関係機関等との連携に関して、保健センター、保健所、保健師等との連携状況や現状の課題等に係るアンケート調査等による実態調査を行う。 イ アの実態調査から実際の取組事例等を抽出した上で、センター、保健センター、保健所、保健師等へのヒアリング調査等を行う。</p> <p>(2) 保健分野の関係機関等との効果的な連携手法等に関する研究 上記(1)の調査結果等を踏まえ、保健分野の関係機関等との連携を図る上での留意点や課題、効果的な連携手法等について整理・分析を行い、支援マニュアル等として取りまとめる。</p> <p>(3) 普及啓発 上記(1)(2)によって収集した取組事例、保健分野の関係機関等との連携を図る上での留意点や課題、効果的な連携手法等についてを全国に普及するため、保健分野の関係機関等も含めた研修会の実施等を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の成果を具体的に報告書として取りまとめること。 なお、成果物については、地域生活定着支援センター等による支援現場でも活用できるような内容とすること。</p>	5,000

(女性相談支援関係)

番号	①課題名	②課題の趣旨目的	③想定される事業内容 (具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	④上限額(千円)
21	女性相談支援員向け研修の教材作成及び実施方法に関する調査研究事業	<p>令和6年4月より施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)において、国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等に努めることとされている。このため、令和5年度調査研究事業においては、都道府県等が実施する女性相談支援員向けの研修カリキュラムを作成したところ。</p> <p>本調査研究事業においては、令和5年度調査研究事業の成果物(研修カリキュラム)に沿った研修教材、研修動画及び研修実施の手引きを作成するとともに、女性相談支援員向けに試行的な研修を行う。これにより、全国の都道府県等における女性相談支援員向けの効果的な研修の実施については地域における女性支援を推進する。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>(1) 他分野の研修テキスト等を参考にしつつ、①カリキュラムに沿った研修を行うための教材、②研修動画(オンデマンド形式で学習するもの)、③都道府県等が研修を実施するための手引きを作成する。④①～③の作成にあたっては有識者等の助言を受けること。</p> <p>(2) 研修カリキュラム及び教材等を用いて、女性相談支援員向けに試行的な研修を行うこと。</p> <p>2. 成果物(施策への反映)</p> <p>女性相談支援員向け研修教材の作成等、及びその過程に関する内容について報告書をまとめること。また、各種教材等については、全国の都道府県等の研修で活用できるよう電子媒体により作成すること。</p>	12,000

※ 別に定める社会福祉推進事業実施要領の別紙1「個別課題一覧」のうちNO.22「その他個別課題に関連すると認められる先駆的・試行的調査研究事業」は公募しない。